

2018年2月2日

国务院、環境保護税法の実施条例を公布

国务院は2017年12月25日付で、《中華人民共和国環境保護税法実施条例》（国务院令第693号、以下「本条例」）を公布し、2018年1月1日より施行しました。

2016年12月に全人代により可決された《中華人民共和国環境保護税法》（中華人民共和国主席令第六十一号※）は、2018年1月1日より施行されています。《環境保護税法》の導入により、「汚染物質排出費用」は「環境保護税」へ移行し、税負担の法的強制力が強化されています。

本条例は、《環境保護税法》の円滑な実施を保障するために制定された実施条例であり、法律の関連規定を細分化し、規定範囲を明確化し、実務性を向上させています。

なお、2003年より実施されていた《汚染物質排出費用使用管理条例》（国务院令第369号）は本条例の施行と同時に廃止されました。

※ SMBC NEWS【2017】1号ご参照。弊行ホームページに当NEWSバックナンバーを掲載しております。
http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

<本条例の概要>

本条例は、環境保護税法における徴収対象・税額計算依拠・税収減免・徴収管理の関連規定について重点的に細分化しています。

	環境保護税法（2018年1月1日～）	環境保護税法実施条例（2018年1月1日～）
納付者	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国の領域・中華人民共和国が管轄するその他海域において、環境に対して課税汚染物質を直接排出する企業・事業単位・その他生産経営者 	-
徴収対象	<ul style="list-style-type: none"> 「課税汚染物質」。具体的には本法に付属する《環境保護税税目税額表》・《課税汚染物質及び当量値表》にて規定 <ol style="list-style-type: none"> 大気汚染物質 水質汚染物質 固体廃棄物 騒音 	<ul style="list-style-type: none"> 「その他固体廃棄物」の具体的範囲の確定手順 <ul style="list-style-type: none"> 省・自治区・直轄市人民政府が提議し、同級人代委員会に報告のうえ決定し、かつ全人代常務委員会および国务院に報告・備案

SMBC NEWS



徴収対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の条件に該当する場合、非徴収 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 法に基づき設立した污水集中処理場・生活ゴミ集中処理場に課税汚染物質を排出する場合 ➢ 国家・地方の環境保護基準に合致する施設・場所において固体廃棄物を保管或いは処置する場合 ・ 下記の条件に該当する場合、暫時非徴収 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 農業生産（大規模養殖を含まない）による排出 ➢ 自動車・鉄道機関車・非道路移動機械・船舶・航空機などの流動汚染源による排出 ➢ 法に基づき設立した都市・農村の污水集中処理場・生活ゴミ集中処理場から排出される課税汚染物質が、国家・地方規定の排出基準を超過しない場合 ➢ 納税人が総合利用する固体廃棄物が、国家・地方の環境保護基準に合致している場合 ➢ 国務院が免税を批准するその他の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「法に基づき設立した都市・農村の污水集中処理場」の範囲の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会公衆に生活污水处理サービスを提供する場所 ➢ 工業園區・開発区などの工業集積エリア内の企業・事業単位、その他生産経営者に污水处理サービスを提供する場所、および企業・事業単位、その他生産経営者が自己建設・自己使用する污水处理場は対象外 ・ 「大規模養殖」の納税要否 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 省級人民政府が確定する規模・基準に到達かつ汚染物質排出口を有する家畜・家禽養殖場は納税必要 ➢ ただし、法に基づき家畜・家禽養殖の廃棄物に対して総合利用・無害化処理を行う場合、環境への直接汚染物質排出には該当せず、環境保護税の納税不要
徴収基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ <大気汚染物質> 課税額 = (1) <u>汚染当量数</u>^(注) × (2) 適用税額 (1) 汚染当量数が多い順に上位3項目 (2) 1.2~12元/各汚染当量 ・ <水質汚染物質> 課税額 = (1) <u>汚染当量数</u> × (2) 適用税額 (1) 汚染当量数が多い順に、第一類水質汚染物質（計10項目）の上位5項目+その他類水質汚染物質の上位3項目 (2) 1.4~14元/各汚染当量 ・ <固体廃棄物> 課税額 = <u>排出量</u> × (1) 適用税額 (1) 5~1,000元/t ・ <騒音> 課税額 = 基準超過のデジベル数に相応する (1) 適用税額 (1) 350元~11,200元/月 ・ <地方政府による調整権限> 省・自治区・直轄市人民政府は、本法に付属する「環境保護税税目税額表」が規定する税額範囲内で提議し、同級人民代表大会常務委員会に報告したうえで決定し、かつ全人代常務委員会・国務院に報告・備案 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固体廃棄物の排出量の計算方法: 排出量 = 当期の課税固体廃棄物の発生量 - (1) 保管量・処置量 (2) 総合利用量 (1) 国家・地方の環境保護基準に合致する施設・場所で保管・処置した固体廃棄物量（環境への直接汚染物質排出には該当せず、環境保護税の納税不要） (2) 関連主管部門の資源综合利用に関する要求および国家・地方の環境保護基準に基づき総合利用を行った固体廃棄物量（法に基づく固体廃棄物の総合利用は環境保護税の徴収を暫時免除） ・ 違法な排出・虚偽の納税申告などの場合、廃棄物・汚染物質の発生量を排出量として税額計算を実施 ・ 各汚染物質排出口から排出された課税汚染物質は個別計算

(注) 汚染物質の汚染当量数 = 当該汚染物質の排出量 ÷ 当該汚染物質の汚染当量値

SMBC NEWS



減免	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 課税大気汚染物質・水質汚染物質の排出濃度が国家・地方の規定基準 30%下回る場合、75%に減じて徴収 ▪ 課税大気汚染物質・水質汚染物質の排出濃度が国家・地方規定の基準を 50%下回る場合、半減して徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 大気汚染物質・水質汚染物質の濃度の計算方法の明確化 ▪ 減免適用の条件を明確化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「課税大気汚染物質の濃度の平均値/時」、「課税水質汚染物質の濃度の平均値/日」、「測定機関が毎月測定する濃度」のいずれも規定基準を超過不可 ▪ 各汚染物質排出口から排出された課税汚染物質は個別計算して減額徴収
納付/ 所管	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 税務機関 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 四半期毎の申告 納税人は月毎に計算し、四半期終了日から 15 日以内に排出地の税務機関に申告・納付 ➢ 一回毎の申告 納税人は納税義務の発生日から 15 日以内に排出地の税務機関に申告・納付 ▪ 環境保護主管部門が汚染物質の測定管理の責を負う 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 税務機関・環境保護主管部門の税收徴収管理の職責・情報の相互送信の範囲を明確化 ▪ 課税汚染物質の排出地 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 課税大気/水質汚染物質：排出口の所在地 ➢ 課税固体廃棄物/騒音：発生地 ▪ 申告データの資料の「異常」 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 課税汚染物質排出量が前年同期比/同類型の納税人比で明らかに少なく、かつ正当な理由がない

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道 100 号 上海環球金融中心 11 階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路 8 号 上海万都中心 12 階 1、12、13 号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国（上海）自由貿易試験区馬吉路 88 号 7、8 棟 1 階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街 1 号 市府恒隆広場 16 階 1606 室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路 1 号 北京嘉里中心北楼 16 階 1601 号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路 189 号 津匯広場 2 座 12 階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路 20 号 濱海金融街東区 E2B8 層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路 28 号 蘇州高新國際商務広場 12 階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西 2 号 國際大廈 16 樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道 333 号 科創大廈 8 樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路 399 号 台協國際商務広場 2001-2005 室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路 385 号 杭州嘉里中心 2 幢 5 階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路 8 号 國際金融広場 12 階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路 1 号 嘉里建設広場二座 23 層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路 22 号 重慶長江國際 1 棟第 34 階 02 号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路 147 号 森茂大廈 4 樓-A 室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX 番号：86-(411)-3905-8599